

7/1から

いいいて美しい村づくり推進条例 が施行されました

4つの目的

- 1 環境を保全すること**
 - 道路・河川の清掃や草刈り等、村内の環境美化
 - 太陽光発電設備や屋外広告物等の設置の審査
 - 景観を著しく阻害する老朽化した空き家等への対応
- 2 景観を向上させること**
 - 草花や花木などによる景観づくりや名所づくりの推進
- 3 景観を活用すること**
 - 村の景観を生かした情報発信や観光産業等の推進
- 4 環境に配慮した村づくりを進めること**
 - 省エネ、ごみ排出量削減等の推進

飯館村では、環境美化活動や景観保全等によって美しい村づくりを推進するために、「いいいて美しい村づくり推進条例」を制定いたしました。美しい風景や豊かな自然環境は、これまで村全体で守ってきた財産であり、将来にわたって引き継いでいかなければなりません。より魅力的な村づくりのため、皆様にもご協力いただきますよう、お願いいたします。

届出行為について

今後届け出が必要になるものは？

条例に基づき、飯館村内において、下記の行為を開始する際には、村の許可が必要になりました。詳しくは村ホームページをご覧ください。
 なお、令和2年6月30日までに工事（伐採工事等の準備のための工事を含む）を開始している場合については、本条例に基づく行為開始の許可は不要です。

- ① 太陽光発電等、事業用の再生可能エネルギー発電設備（屋根・屋上に設置するものは除く）の設置
- ② 廃棄物処理施設の設置
- ③ 屋外広告物の設置（設置から撤去までの期間が概ね10日以内のものは除く）
- ④ 高さ13メートル超又は建築面積1,000平方メートル超の建築物又は工作物の新築、移築、増改築、外観に影響を及ぼす修繕、模様替え及び色彩の変更
- ⑤ 屋外における高さ3メートル超又は使用する土地の面積が500平方メートル超となる物件の堆積（建築物等の工事に伴う一時的な資材等の堆積は除く）

今後の村の方針について

景観計画の策定検討

村の計画的な景観づくりを進めるため、国の景観法に基づく景観計画及び景観条例の策定を検討します。併せて、地域の特性に合わせた景観づくりを行政区等と相談しながら進めます。

景観づくり活動への表彰

村内の景観づくり活動について、優良な事例については表彰を行います。また、村内の景観づくり活動について支援を行うことを検討します。

空き家等の対策の推進

既に稼働している空き地・空き家バンクによる売買・賃貸借の促進に加えて、倒壊の恐れがある空き家や、ごみの堆積により悪臭等の問題がある建物等への対策を進めます。

ごみの削減

村全体でごみの量を減らし、分別・リサイクルの徹底を進めます。

報告のページ

取り組みを報告します

川俣町に謝罪

見えないはずの風車が見える



村も出資する「いいいてまていな再エネ発電株式会社」（平成25年設立）は、大火山で発電事業を行っています。同社は、より安定した発電を行うため、太陽光発電に風力発電を組み合わせた「クロス発電」への移行を計画。平成30年から、風力発電施設の建設を進めています。

同社は、この施設建設にあたり、景観や環境への影響を事前に調査する「環境アセスメント」を実施し、隣接する川俣町にも結果を報告しました。ところが建設が進む中で、報告では川俣町から目視できないとされていた風車が、実際は大きく見えることが判明。村は、工事を中断させ、川俣町に謝罪と説明を行いました。

5月29日には、門馬副村長が川俣町議会の全員協議会に出席し、「事前の調査が極めて不十分であり、村としても検証を怠るなどミスが重なってしまったこと」とまた「当初の説明と違う結果になり、ご迷惑をおかけしたこと」に對し、謝罪しました。

今後の工事については、川俣町との協議を踏まえて、進め方などを検討していきます。

長泥・拠点区域外について 住民説明会

村で唯一の帰還困難区域となっている長泥地区では、国が「特定復興再生拠点」の整備を進めています。一方拠点に含まれない「拠点区域外」については、具体的な方針が示されていません。村は、区や住民と話し合い、今年2月、拠点区域外での「復興公園（仮称）」整備を国に要望。これに検討の動きが出てきたことから、住民説明会を開きました。

菅野村長は、「故郷を訪れた時に立ち寄れる公園をつくり、皆さんが経験した苦難を伝えたい。整備に合わせて家屋解体なども実現し、早期の避難指示解除にもつなげたい。住民の安全確保が前提で、さまざまな課題もあるが、一歩を踏み出すために協議を続けたい」と述べま



6月3日の住民説明会

木質バイオマス発電事業 計画を発表

村は、令和3年3月に運用の期限を迎える「蔵平仮設焼却施設」の跡地で、木質バイオマス発電事業に取り組む計画を発表しました。環境省が建設した同施設では、平成27年から、村内及び近隣市町村の除染廃棄物を受け入れ、焼却による減容化を行っています。村は、返還される用地のその後の活用について、地区や地権者と話し合いを続けてきました。

村は、間伐材などを燃料とする木質バイオマス発電を、森林の再生に活用したいと考えています。また、電力会社に売電する他、電気の一部と熱を作物の栽培にも利用できればと期待しています。
 この発電施設の建設と運営は、民間の事業と運営は、民間の事業と



事業者が行います。事業者は公募型プロポーザル競技方式で選定します。建設費用などに、国の「福島再生加速化交付金」を活用できるように、村が申請の準備を進めます。

事業の記者発表に臨んだ菅野村長は、「村の森林の再生を進め、さらには県全体の復興にも貢献したい」と意欲を語りました。
 事業者の応募締め切りは7月15日の午後4時です。募集要項は、村のホームページで公開しています。